

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（3号機変形燃料の取扱い）に係る面談
2. 日時：令和2年11月25日（水）10時05分～12時15分
3. 場所：原子力規制庁 18階会議室
4. 出席者
原子力規制庁 原子力規制部
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
知見主任安全審査官、高木技術参与
専門検査部門
川下企画調査官、丸山主任原子力専門検査官
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所 担当2名

5. 要旨

○東京電力ホールディングス株式会社から、実施計画の変更認可申請（3号機変形燃料の取扱い）について、資料に基づき主に以下の説明があった。

- 補正申請の内容について
 - ✓ 使用済燃料収納缶（大）用吊具（以下「収納缶吊具」という。）の使用前検査項目を追加
- ハンドルが大きく変形した燃料用つかみ具（以下「大変形用つかみ具」という。）について
 - ✓ 現状の燃料つかみ具からの変更点
 - ◇ チャンネルファスナとの干渉を避けるために、フック幅を細くした。
 - ◇ 傾いたハンドルをつかむスペースを確保するために、つかみ幅を広くした。
 - ◇ フック幅を細くしたことに伴う強度の低下を補うため、フックの材質をSUS304からSUS304N2に変更するとともに、フックの厚みを厚くした。
 - ✓ 燃料取扱い時の安全上の考慮事項
 - ◇ 遮へい水深350mmを確保した状態で、基本的に遠隔操作で燃料を取り扱う。ハンドル部の変形に伴い、つり下げる燃料上面の高さが高くなり、遮へい水深が約30mm浅くなるが、トラブル復旧時の作業員の被ばく線量評価は保守的に計器誤差等を考慮して100mm浅い250mmで実施しているため、現状の線量評価を変更する必要はないと考える。
 - ✓ 大変形用つかみ具の使用前検査項目
- 収納缶吊具について
 - ✓ 収納缶取扱い時の安全上の考慮事項
 - ◇ 遮へい水深は、チェンブロックの最大巻き上げ時にワイヤーロープ、ターンバックル等の長さを調整することにより、1,200mm以上確保されるようにするため、線量評価時の遮へい水深条件より浅くなることはない。
 - ◇ 燃料の取扱本数は、従来と同様に1本ずつ収納缶を取り扱う構造とすることにより、臨界防止を図る。
 - ✓ 収納缶吊具の使用前検査項目及び社内試験・検査項目

◇ 外観確認及び据付確認は、天井クレーンフックにつり下げられたワイヤーロープから収納缶吊具までの全てを対象とする。

➤ 準拠規格について

✓ 大変形つかみ具及び収納缶吊具ともに、「日本産業規格」、「発電用原子力設備規格 設計・建設規格」、「クレーン構造規格」等に準拠する。

○原子力規制庁は、上記説明を受けた内容について確認するとともに、

➤ 収納缶吊具に係る使用前検査において、現地検査で確認できないつり上げ荷重検査等の結果については、工場試験・検査の記録により確認できるようにすること。

を伝えた。

6. その他

資料：

➤ 【補足説明資料】3号機ハンドル変形燃料及び使用済燃料収納缶取り扱いに係る実施計画Ⅱ章の変更について